

官等身衣廿人陪膳之由誤傳之定是布衣欵如何

源僧正御筆可秘藏也

源

享保十八年癸丑十一月廿日報恩院前大僧正隆

源以御自筆寫本紙有行樹院申出書寫文字出入

不分明者也

澄翁

右法中裝束抄門人稻山行教於京師得之依無類本不能校合

法鉢裝束抄

是元無名書
今私題之

法鉢裝束復付童鉢裝束事

一 純色着樣事

丈敷等
有之

一 五帖加沙衣樣事

一 推純事

一 束帶事

一 指將復

一 付衣事

一 法服事

寸法子
有之

一 平加沙衣事

一 衲加沙衣事

一 甲加沙衣事

一 入道衣袴復

着格縫格寸法
七寸樣等者有之

一 童鉢直衣事

一同將衣事

一同將襖復

一同半裾事

三尺寸法共ありつゝとあり
同事なりありはひり

うーちありはひりつゝとあり

かろをうーちありはひりつゝとあり

つきいふつゝとあり

三寸寸法のありはひりつゝとあり

すん地ありはひりつゝとあり

次祓色

香白同裳文教三丈三尺は神衣なり

かきひりつゝとあり

まん地ありはひりつゝとあり

下とこはひりつゝとあり

つゝとありはひりつゝとあり

つゝとありはひりつゝとあり

柳子のありはひりつゝとあり

又つゝとありはひりつゝとあり

次目衣をひりつゝとあり

く身より入りはひりつゝとあり

中地なりはひりつゝとあり

くさひ又くさ神のぬいせりつゝとあり

をひりつゝとありはひりつゝとあり

みりつゝとありはひりつゝとあり

て指費を以用ありと云く

一五帖加沙衣事 女教一丈七尺裏なり

香練字織物又堅織物文不同世にうらた深色凡

人傍正無大納入凡ハゆられる着織

茶貴人傍正似下無浮織物貴白

白文不同但綾口かと無織物

薄黒者文着物織物同若綾弁

かくら柄色唐袋付衣袴等也

右の神も入くそうかうとらせた力のいらんと

ちの緒のむとひらまうへりあるへり後の緒のは

とありととよみとぬも右のむとひらまうの下まをうちへ

をえへり又若ハ緒よりととやへりむとひらまう

にをあへりいされ結のむとひらまうハ山寺南都

むとひらまうがふらうり又山寺はおかへり内をも門

跡もようてむむとひらまうがふらうりさままり先に

法身柳ハ沙衣教もようて門をこ極も法

むとひらまうがふらうり一極もあると代苗家を仕

かうの室町殿を着蓮院極もむとひらまうがふらうり時宜ま

あらうかく西の門跡のむとひらまうがふらうり孫が

らあらうりり

一推鉞事

此事より尋ねるに
此色目おなす物

らん いさよにあらおとこ或説はらうと

織色の袷色をいふ

一袷袋事

丈敷六丈三片此内から一丈五寸五分
七丈五分たつて三やうふつを

衣のこし下具
いさよにあら

あつら綾 けり綾 又平指

俗の由衣は調指之文法皇行宮ハ菊ハ紫を

ハ家々文不同若人裏色白裏あつらぬい

夏ハ袷袋と不着用とこ又夏も冬と

別日とてハか

凡とさぬとつめさうものたつ大納言入道

またハゆりし着用冬内とて僧心又同也

是以下人不着之歟

首書香織物袷袋

正安五十二於圓山殿下十種供養之時法皇

着御之

裏書應永三年四月廿八日尊道法親王青蓮院天

台座主宣命之時為御見物有入御彼門跡室

町殿御装束

御袷袋如冬

白張單文桐 長大帷 御指

狩白平 香御袈裟 同織物練身 白生御帶

香御扇 御念珠 予奉仕也

下具 文教 白綾袖大帷白丁大口指費下袴五條香袈裟

袋念珠 いられた 扇 夏ハハ 帯白生

上結之時ハ腰次あるべし

可着楸

下結と結あ振なり俗のきりあはれ下結あり

色下色ハ指費下結のきりあはれと下入合し

細くきりあはれと結あり合しと結あり

し結ありと結ありと結ありと結あり

と結ありと結ありと結ありと結あり

と結ありと結ありと結ありと結あり

と結ありと結ありと結ありと結あり

と結ありと結ありと結ありと結あり

と結ありと結ありと結ありと結あり

と結ありと結ありと結ありと結あり

と結ありと結ありと結ありと結あり

と結ありと結ありと結ありと結あり

と結ありと結ありと結ありと結あり

沙汰之いありのきり

一指将事 くろまのむらと一丈二口
寸斗たりふれりとのあは

白 薄墨 地綾色 又平指結生

裏あつ色面はきり

ぬいやう浄衣の袴も同一はう地物かゝ又公と一

ゆいひひりくつをゆかきとる者と下は袴なり又

きりも別してとれり入と大はとも者とも表は

衣も此より一の者とも時 又下具の指袴の下へ入るをせし 長大帷かゝり下はハこれ

きりあつこのきりあつ一と下具はくくもあつこのきり

まゝとのきりハ一と下具はくくもあつこのきり

ろの中をちとさつものひ

此指袴は青蓮院門跡之と者も他の福公ととも

あつ慈徳和尚指袴ともともさつこのきり

とあつこのきり

宝町殿らとさつこのきり

沙汰は由付衣はさつこのきり 又ササ 綾文は凡

調指袴はさつこのきり

付衣 衣裏は教六とさつこのきり

香袴 丹室町殿ハ相なり又衣文有

白薄物 同茶 薄墨 同

一 湯志のほりの寸法

一 湯ぬげ二尺九寸ゆくしつう白大八寸の寸法をい
中絶道子流し寸法をいふるなり

一 湯身のなを二尺一寸ゆくしつう白大八寸の寸法をいふるなり

寺守 湯志の九寸五分 湯神のつとを二尺一寸ゆくしつう白大八寸の寸法をいふるなり

神のゆりさ一尺一寸 湯堂のそけ二尺九寸 湯志の九寸五分

湯志の白大八寸 湯志の白大八寸 湯志の九寸五分

一 湯あふめれ湯志をいふるなり

ろさ一尺一寸 湯志の九寸五分 湯神のつとを二尺一寸

は寸湯神のゆりさ一尺一寸

一 湯志のゆりさ一尺一寸

一 湯長火のゆりさ一尺一寸

一 湯志のゆりさ一尺一寸

一 白すりの所蒙湯けの寸法

一 湯志のゆりさ一尺一寸

お

一 湯法後もたお

一 湯志のゆりさ一尺一寸

但うのゆりさ一尺一寸

湯志のゆりさ一尺一寸

一 佛身若き二寸四尺二寸

由之より佛堂の法衣

由身此若き一尺一寸

由丈らひ常のこころ一由之より九寸五分佛をさうりし七寸五分

一 佛神の心若き二尺四寸

由丈をての心若き一尺一寸寸五分佛をさうりし神八寸

一 佛堂のゆかき一尺六寸一丈一尺一寸

一 佛けさゆき一尺五寸由のさ四尺六寸

一 由きうたの由寸法いりてもゆかひきそのゆあらは

一 おろいさかひもかきうた

一 平袈裟事

又此色はかきうたあり 法服乃時然も甲も一色の物之七帖在

一 香織物 浮堅文不同傍 正以上然

白織物 浮堅文不同の物然

白生平絹 若き

布 為墨布法後 懸之

横皮 色綴根ハけにきさうてお前

ま門横皮の小緒とたのきれまへ乃帯よひとひり

けて神の志さうりしへさうて右のりさうか

へうちかろ中をたかきさうりしあり

裏書 應永三年五月廿日室町殿 武家大政入 山門 道准三后

大講堂供養日着座之時香法服金襴袈裟 情地

文牡丹 横皮 同前 唐草 中をたかきさうりし

同廿一日同日受戒之時赤色法服 同色打裳
文桐皮草

同 白地金襴袈裟 文牡
横皮 同前

次子 けささをたのぞいけいふかき けささをたのぞいけいふかき

心地まぐし てうし 縁の袂をたの肩より着

そのまぐしの緒を右のワにゆるまへてまぐしを心

うをそのまぐしをゆるまへてゆるまへてゆるまへて

けさのくしをゆるまへてゆるまへてゆるまへて

そのまぐし横皮をハ引よこす

徳治二年十二月九日石清水寺 後字多 法皇赤色

法服白浮織物 佛 袈裟緒縁法衣袴 或記有

應永二年九月十六日室町殿 在末寺 法衣更戒

時布法服同 山平 袈裟衣縁 予如世 自然之但佛

更戒 以 若沙汰 ハ 佛袈裟衣 の 縁の緒を佛あり

と ハ ぬけ さ の か ら へ 入 る べ し 也 更 戒 早 教授

師奉出 緒 の 也 先 く 法 皇 佛 更 戒 の 時 尚 蒙 如 世 也

侍 今 夜 も 存 故 實 也 事 可 秘 之 只 沙 汰 更

戒 の 時 佛 袈裟 衣 の か ら へ 入 る べ し 也 更 戒 の 後 も

け さ を た の ぞ い け い ふ か き

一 衲袈沙衣事

甲 も 綴 も 色 も 不 同 又 綾 織 物 文 も 不 同 也 九 條 袈

かき柳平けさきおきしと袂法被の時然く
丈敷

ゆけ二尺七寸 せりさ七尺五寸 法被綴一丈二

尺三寸 甲甲一丈八尺七寸 裏一丈九尺七寸

黄鼻五尺七寸 甲甲同 裏一丈二尺八寸

一甲加袈裟事

丈敷も然極に平袈裟加に於て横皮又けとの色
日志このか合し法被日然く

香甲 紫甲 香甲 檀甲

一入道着用袈裟事

^生薄墨絹 用く 考人着

同色布 考織 考織

色の清涼人のしにゆる極意老ハちとるめ合し

丈敷布あるも二尺七寸の袖日一尺二寸三厘か

あはれおしとんぼうしとさうかうも只おしとん

あはれおしとんぼうしとさうかうも只おしとん

指日おしとんぼうしとさうかうも只おしとん

大分おしとんぼうしとさうかうも只おしとん

とんをふへ日毎もも裳のほもさばはかへしとん

とちほくさうかう二身は袖あつ袖つと裳は

ちしてあふれと知あくらうの三好くひとての地
裳のやうに袴の中もあふれとていふことありまうは
此日知まんうにうはむいことありまうの裳あふれ
うはれくむらうやうにたうあひまうとてあふれ
裳とそらうに袴の中もあふれとていふことありまうは
はるはとていふことありまうとてあふれ
はるはとていふことありまうとてあふれ
はるはとていふことありまうとてあふれ
はるはとていふことありまうとてあふれ
はるはとていふことありまうとてあふれ

うのまはとていふことありまうとてあふれ
は白とぬ練生いつまも志き井あまうに腰は白生
指は練れぬとぬ指又身の入やうぬ浄衣も同一
下袴白とぬとていふことありまうとてあふれ
うのとてあふれ

大帷白布一きんううぬい指のつねの大帷
ゆとれとていふことありまうとてあふれ
白生帯浄衣とおのふ
可合着様
大帷と下袴れうううのまうにたうあふれ



いづの海の上母あつたまふと能く引けりえくま
 うし路のちまひてこれのよとと能くわらうくはふ
 くなまふ一人目志さふふとと能くわらうくはふ
 おは孫の如し一夜又ハ袂色れと一丈のちまひ
 のひさふふと孫くもはを衣のちまひはふ
 ちの海又かたひのちまひ身入は孫のちまひ
 袈裟衣ハ又袂為雲の為物又ハのちまひはふ
 うふ不同ふの貴物然くかをやう同前
 大旨の八るひとハ袖衣袴香袈裟衣をも又物
 ちの香けとハ大納言入道もゆふとれてはふ

云々

一 延永二年八月時正申於室町殿水沙所由儀法
 三 此時具形人曰过前大納言入道殿 孝顯 卿 中山
 一 前大納言 親雅 卿 等ハ布衣袴も香袈裟衣然く
 費白存物 文色
 一 夜袴寸法と出決事

一 ち路もれまをその人の一其節孫よりとと能くわらう
 とまその寸法小田守くうり物とと能くわらう 下巻の
 八七八
 寸もお
 大くひのよハ袂色れと一丈のちまひはふ

いままゐる神もあはれ

あつたはらうと二すまはるゝ

こゑのたひらも六すまはるゝ但しの中へあはれ

あつたはらうと二すまはるゝむくハ七八すまはるゝ

あつたはらうと二すまはるゝ

一うちねむり事

一の目録よりたのめをきくゆかひす法は今二

三すまはるゝ下さぬ人ハ一あつたはらうと二すまはるゝ

神とあはれをばはるゝあつたはらうと二すまはるゝ身と大神ハ同

あつたはらうと二すまはるゝちとあつたはらうと二すまはるゝ

と大神二すまはるゝあつたはらうと二すまはるゝ

一神の別あつたはらうと二すまはるゝ

一その人のあつたはらうと二すまはるゝあつたはらうと二すまはるゝ

一二すまはるゝ

一崇のあつたはらうと二すまはるゝ又今一すまはるゝ

あつたはらうと二すまはるゝあつたはらうと二すまはるゝ

あつたはらうと二すまはるゝあつたはらうと二すまはるゝ

一あつたはらうと二すまはるゝあつたはらうと二すまはるゝ

あつたはらうと二すまはるゝあつたはらうと二すまはるゝ

あつたはらうと二すまはるゝあつたはらうと二すまはるゝ

一 大いなる御衣の御衣は二寸或ハ二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ

一 大いなる御衣の御衣は二寸或ハ二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ

一 下々の御衣の御衣は二寸或ハ二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ

一直綴事

一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ

一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ
 一の御衣は二寸五分ハ又一の御衣は二寸五分ハ

童神装束夏

一道衣 浮織物文小葵裏紫
夏に三重多須黄

下具亦俗日同一指費指家以下ハ二重織物なり
腹白童神の時々年齢いふやうなりやもうへとと
をくしくもさくへきとりの結を糸の縫目より
出ろく組む世に俗におあり一是當流説なり
永章郷流々俗の指費腹白も此色形の糸く糸
の縫目より出ろく見俗をいふくひ公方様流指費
の腹白くりのもたちのぬいぬいより出ろく組む當
一説ハ童形くりの糸のぬいぬいより出ろく俗のハ皆

一将衣事 夏冬着用
乃時俗日同
一此事如何
一色下具亦俗日同一指費後白同お神共くく

一神のくくハねさあいもあことま き ぬんは
一のたつ神の下に小くハ ね
神れくくハぬさくく たつ 濃紫の指費くく白
ハくむる一童神の 白 一三平 たつ 一もかや
あかん

一将襦事 神結同前裏あり
又單もあり

上下とも日おろし物たる織物色下臬等切の夜も同
一練生付節色時よりぬく

ぬい根上との切の夜も同し下淨衣乃袴はか
下袴又身の入根も同前帯ハ袴夜はおろし

着田只淨衣はおろし俗も長用之有例奉形袴衣
并將襦の色く下臬亦應永二年九月家町殿法

一更戒之対乃愚記子妻細はく

一廿裾更 色同前裏あり
一又單もあり

将衣はくし一袴の短物之はくし日たる地大にも着

給と帯ハ袴夜も同し下臬はくし又指袋と云ふ事

色ありとの時ハ下袴袴夜も同し切はくし俗神も給

く下とぬい本着野事奉供を此若殿と人たる用若
例あり

一水干之事 色く織物隨節より
同色練生裏あり

上ハ袴夜の色いやくにおろし作らひく此の節を入と

本下も入と紙とありたるは袴衣は海と云ふ節あり

かきとては袴衣はくしと云ふ節ありまうしと

しめくし袴衣はくしと云ふ節ありぬいぬい

きとては袴衣はくしと云ふ節ありぬいぬい

首書

柏合衣生衣等も着まへし

月毎一草かきぬく

又色ある草も干并長袖の水干も

團生よりくつも

衣をかきむとぬく大はく

とる事

又多しり急な

とくちりいかにしてぬく

糸ももとしり

一ぬく部の事

水干のうへとぬく
衣をかきむとぬく
あふもあつと又
くつとあつと下
正さすかめて
のぬくやうの
菊團のあるも
竹園松家形
着る形俗新
是れぬのこ

此と皆衣又のりふありのこす法はくすしやうに
寸法のおもある

一 淨衣変

俗人もナむらあまして、縮も神も神くつ
やううちうへし、但縮く下さるうてききをも

生平縮

神くつ生白平縮又白糸のよりくつ二あつ入

しそそのとてむむの縮一年敷をわたりて

童那のほとへあうちうへし、袖のくつひあつて、

くこくうり入事あうちうへし

又布をともさうて

衣紅梅前黄種芳の時くつ縮く夏に更衣單生草

生衣門ア本白下袴白生帯皆俗言おれ

一 児のむのゆひやうの事

とてゆひやうとやう又くたん、なありとてゆひのた

をあをそみ、かく右をさけしなめくも、こもあ

ひた、うけむふ右、あどろくこ、ま、め、ま、ま、

の、ま、へ、と、ち、あ、か、れ、ま、ま、ま、ま、ま、

ま、し、一、所、二、西、ゆ、あ、ま、ま、ま、ま、ま、

は、ひ、あ、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、

ま、ま、ま、ま、

應永二年家町殿、伊文戒、時上、きたちの、ま、ま、

右をあらわしゆふなり世事休むるにふりてかたき
 へつねまかくしんきとあしをうらむしんまのこり
 とハたのこ知んてあつ又妙法院門跡のひうり
 とゆひを右ありうりゆひてあつのまことま
 とおろし

折主上春宮侍奉辨ハ由末帝の時ゆふをいひつ
 侍門直夜の時ゆふをいひつ又ゆふハた
 由ゆふありゆふありゆふゆひかしのま
 もた

又親王侍奉辨ハ由末帝の時ゆふをいひつ
 由ゆふありゆふありゆふゆひかしのま

侍直夜のとほはくしをみあさるゝなり又ゆふ
 ありありゆふありハさ地のまゝく日あり一宮以下
 直夜の時をいひつ又ゆふはゆふもゆふも也
 室町殿着るゆふ服の時侍直夜ゆふをみさる
 かの侍直夜着るゆふ時ハ宮をいひつゆふもゆふも
 ゆふゆふありゆふの如く後のゆふゆふに公私若
 是別なり

世法辨乃夜侍着様寸法以下事先法皇法
 ありもハ由家代輩とゆふ井も也一向日分明に抄
 物なり今室町殿侍直夜とゆふゆふあり

